

# 犬山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

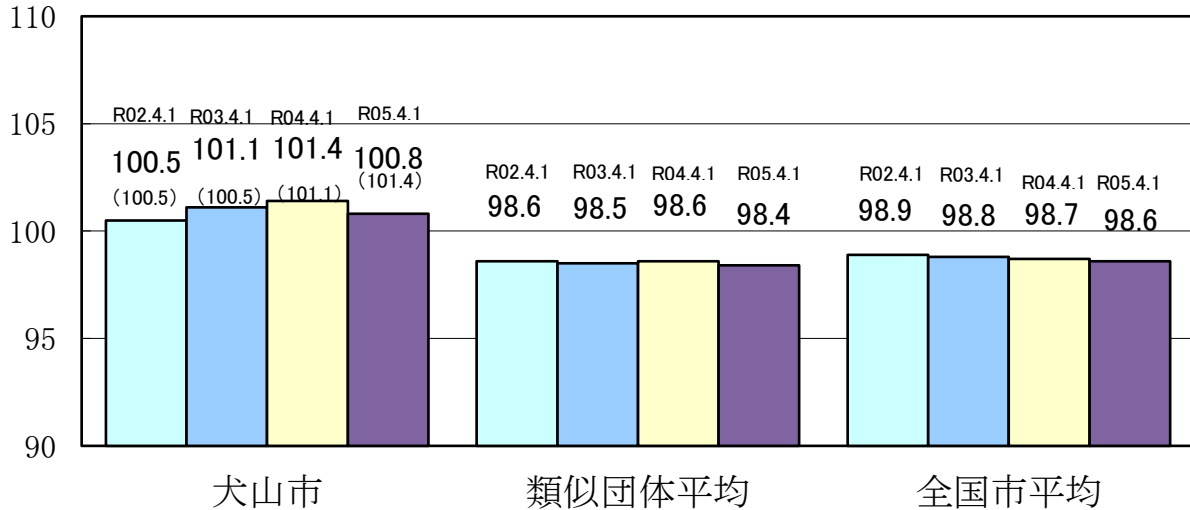
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
令和4年度	人 72,733	千円 28,468,991	千円 1,244,985	千円 5,268,193	% 18.5	% 17.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体(一般市) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 528	千円 1,746,373	千円 489,746	千円 715,539	千円 2,951,658	千円 5,590	千円 5,861

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+犬山市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の平均年齢が40.6歳と若い水準にあり（類似団体平均41.7歳）、そのため昇格する年齢が相対的に若くなることや、国家公務員と異なり大学卒でない職員が管理職へ昇格する割合が高いことなどが理由として挙げられる。  
 全国的にみても高い水準にあるため、民間企業の平均給与の状況を踏まえ、給与の適正化に努め、管理職のポストを見直し、指数の低下に努める。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準6%に対し、本市においても6%を支給。  
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～ 令和5年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
犬山市の支給割合	3%	4%	5%	6%

#### (5)その他の見直し内容

・特殊勤務手当について、消防手当の内、救急業務に従事したときの業務内容を見直し増額、新たに救急救命士が救急業務に従事したとき、機関員として従事したとき、潜水業務に従事したときの手当を新設(令和5年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
犬山市	40.6 歳	320,912 円	439,354 円	372,923 円
愛知県	41.4 歳	320,829 円	424,536 円	373,578 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	41.7 歳	313,776 円	390,273 円	347,321 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
犬山市	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	*	1	*	*	*	—	—	—	—
	調理員兼 用務員	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	*	1	*	*	*	—	—	—	—
愛知県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	52.3	175	298,361	356,839	334,665	—	—	—	—
国	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	51.2	1,941	286,942	329,178	—	—	—	—	—
類似団体 (一般市)	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
	51.8	21	300,618	330,351	315,030	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（計算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
犬山市	*	—	—
うち調理員兼用務員	*	—	—
その他	*	3,253,900	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2～令和4年の3ヶ年平均）  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」は、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額。  
 「平均給与月額（A）」は、これら全ての諸手当込みで、地方公務員給与実態調査に基づいた額。  
 「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、当該箇所を「\*（アスタリスク）」としている。

## (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		犬 山 市	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700円	196,300円	185,200円
	高 校 卒	158,900円	162,700円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	—	151,200円	—
	中 学 卒	—	139,500円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

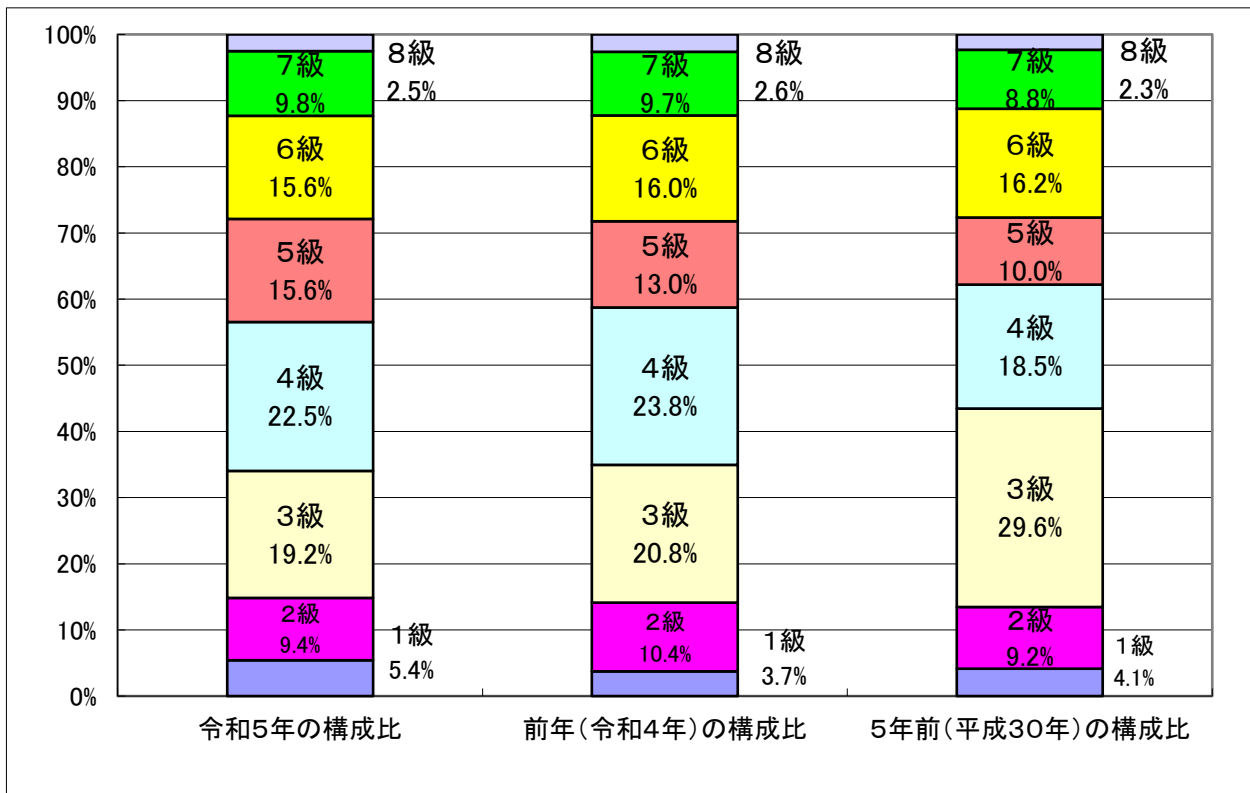
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,040 円	357,750 円	404,200 円	403,750 円
	高 校 卒	—	—	324,300 円	396,800 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

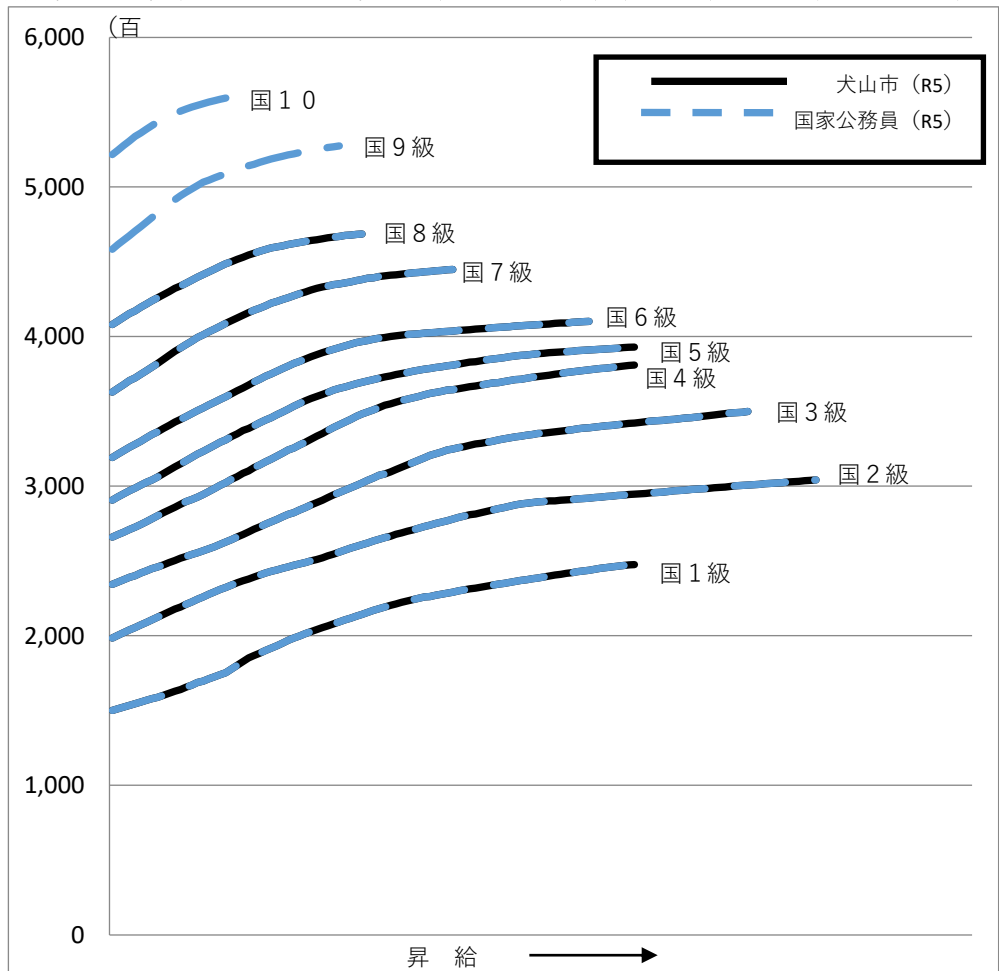
### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長の職の職務	7 人	2.5 %	408,100 円	468,600 円
7 級	課長の職の職務	27 人	9.8 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長補佐の職の職務	43 人	15.6 %	319,200 円	410,200 円
5 級	統括主査の職の職務	43 人	15.6 %	290,700 円	393,000 円
4 級	主任主査及び主査の職の職務	62 人	22.5 %	266,000 円	381,000 円
3 級	主査補の職の職務	53 人	19.2 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主事の職の職務	26 人	9.4 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事補の職の職務	15 人	5.4 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 区分は犬山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による。  
 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（犬山市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

犬 山 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,442 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,738 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%~20% ・管理職加算 4%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（犬山市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率			○		○
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(注) 一般職員の上位の成績率適用については、H29年度までは主査級以上。平成30年度より全職員適用。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

犬 山 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置 2~20%加算(一時休止中)			定年前早期退職者特例措置 2~45% 加算		
1人当たり平均支給額		4,381 千円 21,840 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		124,795 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		217,793 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
全 地 域	6 %	573 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		5,931 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		74,144 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		14.5 %	
手当の種類（手当数）		12	
手 当 の 名 称	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記業務に対する支給単価
防疫手当	感染症の患者の収容、感染症病原体の付着した物件の処理作業に従事	－ 千円	1日につき 600円
	患畜又は疑似患畜に対する防疫作業に従事	－ 千円	1日につき 300円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行う措置に従事	495 千円	1回につき 3,000円
	上記のうち、新型コロナウイルス感染症に感染している者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事	2,996 千円	1回につき 4,000円
徴収手当	市税及び税外収入の滞納整理、処分に関する業務に従事	－ 千円	1日につき 250円
福祉現業手当	社会福祉事務所におけるケースワーク業務に従事	39 千円	1日につき 250円
	行旅病人の収容作業に従事	－ 千円	1回につき 1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事	－ 千円	1回につき 2,000円
消防手当	救急及び救助業務に従事	2,098 千円	1回につき 150円
	消火業務に従事	81 千円	1回につき 300円
	水火災その他災害の警戒等の現場業務に従事	213 千円	1回につき 300円
用地交渉手当	庁外において、公共用地の取得等に関する交渉業務に従事	9 千円	1日につき 220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	158,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	424 千円
支給実績（令和3年度決算）	148,422 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	428 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円(8級以上3,500円) 子 10,000円 (配偶者なし 10,000円) 父母等 6,500円(8級以上3,500円) (配偶者なし 6,500円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	57,570 千円	257,009 円
住居手当	○持ち家 なし  ○借家、借間 家賃等の額が ・16,000円以下の場合：無支給 ・16,000円を超え、27,000円以下の場合 家賃等の額-16,000円 ・27,000円を超え、61,000円以下の場合 (家賃等の額-27,000円)×1/2+11,000円 ・61,000円を超える場合 28,000円	同	36,166 千円	284,772 円
通勤手当	○交通用具利用 2 km以上 3 km未満 2,000円 3 km以上 4 km未満 2,200円 4 km以上 5 km未満 2,500円 5 km以上 8 km未満 4,200円 8 km以上10 km未満 4,800円 10 km以上13 km未満 7,100円 13 km以上15 km未満 8,100円 15 km以上20 km未満 10,000円 20 km以上25 km未満 12,900円 25 km以上30 km未満 15,800円 30 km以上35 km未満 18,700円 35 km以上40 km未満 21,600円 40 km以上45 km未満 24,400円 45 km以上50 km未満 26,200円 50 km以上55 km未満 28,000円 55 km以上60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円  ○交通機関利用 利用区間の最長期間定期券等額の月額 相当額 最高額 55,000円	異	31,568 千円	66,740 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 長	964,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	800,000円	1,053,000 円 /	88,000 円
報酬	議 長	527,000 円	629,000 円 /	359,000 円
	副 議 長	487,000 円	575,000 円 /	295,000 円
	議 員	472,000 円	522,000 円 /	273,000 円
期末手当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	3.30 月分		
退職手当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副議長・議員	3.30 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(一期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職年数×520/100	20,051,200 円	任期ごと
		給料月額×在職年数×300/100	9,600,000 円	任期ごと

(注) 退職手当の「一期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

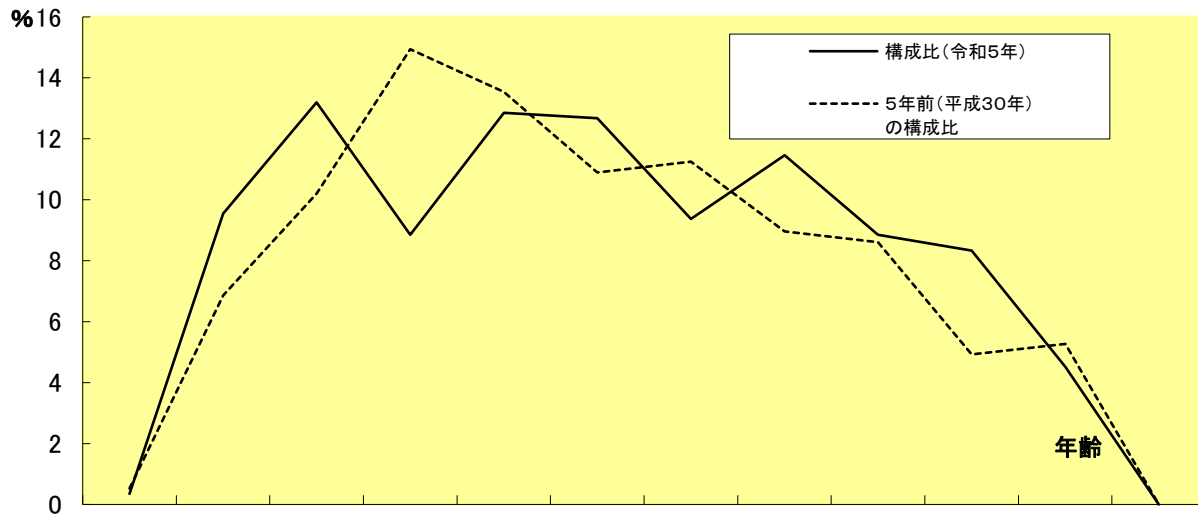
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	86	89	3	マイナンバーカード業務、地域コミュニティー等の支援体制強化等3名増
		税 務	29	29	0	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	11	11	0	
		土 木	33	36	3	公共施設営繕業務の機能体制強化3名増
		民 生	160	165	5	重層的支援体制強化等5名増
		衛 生	42	39	△ 3	環境課における組織体制の見直し等3名減
	計	372	380	8		
		教 育 部 門	46	44	△ 2	組織体制の見直し、栄養士の配置体制見直し等2名減
	消 防 部 門	103	104	1	消防体制の強化1名増	
	小 計	521	528	7		
公営企業等 会計部門	水 道	12	12	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	29	29	0		
	小 計	48	48	0		
合 計		569	576	7		
		[ 616 ]	[ 633 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。  
2 [ ]内は、犬山市職員定数条例で定める職員定数の合計。



(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
2	55	76	51	74	73	54	66	51	48	26	0

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	55人	76人	51人	74人	73人	54人	66人	51人	48人	26人	0人	576人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	361	356	356	369	372	380	19 (2.2)
教育	43	44	44	51	46	44	1 (7.0)
消防	95	94	101	103	103	104	9 (10.8)
普通会計	499	494	501	523	521	528	29 (4.2)
公営企業等会計	47	46	47	48	48	48	1 (2.1)
総合計	546	540	548	571	569	576	30 (4.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,121,873	千円 82,029	千円 68,390	% 6.1	% 6.0

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 31,948千円は含まない。  
2 賞与引当金等繰入額を含み、取崩額を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 12	千円 48,029	千円 10,782	千円 19,039	千円 77,850	千円 6,488	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和5年3月31日現在の人数である。  
3 賞与引当金取崩額を含み、繰入額を含まない。(支給額による)

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
犬山市	46.2 歳	373,953 円	562,310 円
市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

犬山市		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,587 千円		1,438 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合。

##### イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

犬山市			市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置 2~20% 加算			定年前早期退職者特例措置 2~45% 加算		
1人当たり平均支給額 502 千円 3,352 千円			1人当たり平均支給額 8,676 千円		

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額

##### ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		3,120 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		260,046 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
全地域	6 %	12 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			－ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			－ %
手当の種類（手当の数）			3
手 当 名	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記業務に対する支給単価
浄水特殊勤務手当	浄水場において高圧電気操作及び劇薬の取扱い業務に従事	－ 千円	1日につき 800円
滞納徴収手当	庁外において、水道料金の滞納整理に関する業務に従事	－ 千円	1日につき 250円
緊急時危険業務手当	水道緊急修繕のため交通を遮断せずに行う業務に従事	－ 千円	1日につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	1,250 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	139 千円
支給実績（令和3年度決算）	899 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	128 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円(8級以上3,500円) 子 10,000円 (配偶者なし 10,000円) 父母等 6,500円(8級以上3,500円) (配偶者なし 6,500円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同	1,938 千円	276,857 円
住居手当	○持ち家 なし  ○借家、借間 家賃等の額が ・16,000円以下の場合：無支給 ・16,000円を超え、27,000円以下の場合 家賃等の額-16,000円 ・27,000円を超え、61,000円以下の場合 (家賃等の額-27,000円)×1/2+11,000円 ・61,000円を超える場合 28,000円	同	1,258 千円	314,400 円
通勤手当	○交通用具利用 2 km以上 3 km未満 2,000円 3 km以上 4 km未満 2,200円 4 km以上 5 km未満 2,500円 5 km以上 8 km未満 4,200円 8 km以上 10 km未満 4,800円 10 km以上 13 km未満 7,100円 13 km以上 15 km未満 8,100円 15 km以上 20 km未満 10,000円 20 km以上 25 km未満 12,900円 25 km以上 30 km未満 15,800円 30 km以上 35 km未満 18,700円 35 km以上 40 km未満 21,600円 40 km以上 45 km未満 24,400円 45 km以上 50 km未満 26,200円 50 km以上 55 km未満 28,000円 55 km以上 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円 ○交通機関利用 利用区間の最長期間定期券等額の月額 相当額 最高額 55,000円	同	1,174 千円	117,396 円